

## 第2期三木市教育振興基本計画

### 第1章 計画策定に当たって

#### 1 計画策定の趣旨

本市は、平成24年7月、第1期三木市教育振興基本計画を策定し、教育目標である“「心豊かに元気よく学び続ける」ひとづくり”の実現を目指して、教育を推進してきました。

この間、本格的な人口減少社会の到来など、本市の教育を取り巻く状況は変化してきています。

また、平成25年度に、国の第2期教育振興基本計画が策定され、平成26年度には県の第2期教育基本計画が策定されました。

本市においては、平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、平成28年3月、三木市教育大綱が策定されています。

このような状況を踏まえ、第1期三木市教育振興基本計画の見直しを行い、第2期三木市教育振興基本計画を策定します。

#### 2 計画の位置付け

教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画として、国及び県の教育基本計画を参酌するとともに、三木市教育大綱を踏まえ、本市における教育の振興のための継続的な施策の柱とします。

#### 3 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
【第1期】 三木市教育振興基本計画										
			三木市教育大綱							
			【第2期】 三木市教育振興基本計画							

#### 4 計画の進行管理

計画の期間中は、毎年度作成する「三木市教育の基本方針」において、当該年度に実施する施策や事業を示していきます。

また、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、「教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価」※を行い、自己点検及び自己評価並びに学識経験者（大学教授）による外部評価に加え、全期間を通じて計画目標が達成できるよう進行管理を行います。

#### ※教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、毎年度、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表している。

## 第2章 教育をめぐる現状と課題

### 1 教育を取り巻く社会情勢

#### (1) 少子高齢化対策の進展

日本の人口は、平成17年に初めて死亡数が出生数を上回る自然減となり、以降減少に歯止めがかからない状況が続いています。年齢区分別では、65歳以上の人口比率が過去最大を更新し続け、逆に14歳以下人口は減少しています。

本市においては、平成9年10月末の人口88,232人をピークに減少の一途をたどっており、平成28年9月末の人口は78,932人となっています。

平成28年9月末時点の年齢別の人口は、15歳未満が11.6%、15歳から64歳までが56.8%、65歳以上が31.6%となっており、少子高齢化が進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、現状のまま推移した場合、平成28年(2016年)から44年後の平成72年(2060年)には、人口約40,000人となり、年少人口の割合が更に減少する一方で、高齢化率は約45%にまでなると予測されています。

このような状況の中、異年齢の子どもたちが地域で交流して遊ぶというような子ども社会の形成が困難となり、人間関係やルールを学ぶといった社会生活の基盤を培う体験の機会が少なくなっています。

また、核家族世帯の増加は、子どもに対する過保護、過干渉を招きやすくなることが指摘されています。

さらに、学校の小規模化については、適正な集団の中で子どもたちが健やかに学ぶことのできる環境を整備することが課題となっている一方、就学前教育・保育へのニーズが増加しています。

#### (2) 家庭、地域社会の変化

社会が成熟し、多様な価値観やライフスタイルが生まれた一方で、同時に集団よりも個を重視する傾向が見られ、社会全体として、規範意識や倫理観の低下、また、責任の自覚や正義感の欠如など、人と人との繋がりが弱まっていることが指摘されています。

また、核家族化が進み、子どもが高齢者と過ごす機会が減少する傾向が

あり、世代を超えて受け継がれてきた知識や経験を伝えることが難しくなっています。

### (3) 急速な情報化の進展

高度情報化の進展を背景に、携帯電話やスマートフォンの普及により、インターネットは更に生活に身近なものとなり、多様なコミュニケーションを図ることができるようになりました。

このような中、大量の情報の中から取捨選択する能力、情報通信ネットワークなどの情報手段を活用する能力の向上を図るとともに、ネットワーク上の有害情報や悪意のある情報発信などへの適切な対応が求められています。

そのため、人権尊重の視点に立った情報活用能力の向上を図るなど、高度情報化社会に子どもたちが主体的に対応できる能力の育成が課題となっています。

### (4) グローバル化の進展

交通手段の発達や市場の国際化、情報通信技術の発展に伴い、人、物、情報の国際的な移動が加速度的に活発化しており、国境を越えた交流がますます拡大しています。

子どもたちに、日本やふるさとの歴史、文化などについての理解を深めるとともに、国際交流の推進などを通じ、コミュニケーション能力の育成など、グローバル化※する社会に生きる力を育むことが必要です。

また、本市には、1,000人を超える外国人が居住し、外国人の園児や児童生徒も在籍していることから民族や国籍を異にする人々が互いに自他の文化や習慣を尊重し、共に生きる心を育む多文化共生の学習を一層推進する必要があります。

#### ※グローバル化

情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象。(文部科学省:第1回国際教育交流政策懇談会。平成21年1月)

## (5) 教職員の世代交代

戦後のベビーブームを含む昭和20年代生まれの世代が定年退職を迎え、知識や技術の継承が様々な分野で課題となっています。

本市の学校教育現場においても、教職員の年齢構成が大きく変化しており、50歳代以上の教職員と若手教職員の層が厚くなっている一方で、30歳代後半から40歳代の中堅教職員の層が薄くなっている現状があります。

このような状況の中で、これまで学校教育現場で培われてきた経験や知識、指導技術を若手教職員に継承していくことが大きな課題となっています。

## (6) 生涯学習社会の変化

経済の発展や健康寿命の伸長を背景として、人々は生涯を通じて健康で心豊かに暮らし、その中で自己実現を図ることができるよう、一人一人がその能力と個性に応じて、あらゆる機会にあらゆる場所において学ぶことができ、その成果を生かすことのできる社会の実現が求められています。

本市においては、高齢者大学・大学院の運営や生涯学習講師の派遣事業を実施しており、学ぶ機会と学んだことを生かせる機会の提供に努めているところです。また、これらの学習の成果を、福祉や教育への支援の取組などを通して、住みよい地域づくりを目指す市民活動の展開へと発展させることが重要です。

## 2 三木市教育の現状と課題

### (1) 就学前教育・保育の現状と課題

子どもの人口が年々減少している中、幼稚園児数は減少し、一方で保育所（園）児数は増加しており、また、対象となる0～5歳児の人口における就園率は増える傾向で、平成27年度の就園率は64%となっており、前年度と比較して約6%増加しています。

また、生活形態の多様化、女性の就労の増加などにより、教育・保育ニーズが多様化してきている一方、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化により、子どもを取り巻く家庭や地域との関係が変化し、子育てについて相談する相手が少なくなってきています。

就学前の子どもの数や子どもたちが育つ家庭や地域、社会の環境変化に対応しつつ、将来にわたって安定して就学前教育・保育を行うための仕組みづくりが必要となっています。

## (2) 学校教育の現状と課題

### ア 児童生徒数及び学校規模

児童生徒数は、平成28年度は小学校で約3,600人、中学校で生徒約2,000人となっています。

今後の児童生徒数の推移を、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を参考に算出すると、4年後の平成32年度には小学校で児童約3,500人、中学校で生徒約1,900人と減少し、平成37年度には小学校で児童約3,200人、中学校で生徒約1,800人とさらに減少することが予想されます。

また、学校規模については、小学校において6クラス以下の学校が16校中7校、中学校においては3クラス以下の学校が8校中2校あります。そして、平成37年度には、小学校において6クラス以下の学校が7校、中学校において3クラス以下の学校が3校になることが予想されます。

このように、本市においては、児童生徒数の減少とそれに伴う教育環境の整備が課題となっています。

### イ 学力の現状と課題

平成27年度全国学力・学習状況調査による本市の児童生徒の学力は、文部科学省基準では、±5ポイント以内を同程度としていることから、小学校、中学校とも全国平均と同程度といえるが、より細かくみると、小学校では全国平均に比べやや下回り、中学校ではやや上回っています。

次に、同調査による本市の児童生徒の学習習慣や生活習慣は、予習、復習を含め、学校外で学習する時間が全国平均と比較して少ない傾向にあります。一方、テレビゲームをしたり、携帯電話やスマートフォンなどを使ったりする時間は、全国平均と比較して長い傾向にあります。

さらに、学習習慣と生活習慣の相関関係については、

(ア) 家で授業の復習をするなど、学校以外で勉強する習慣が身に付いている児童生徒ほど平均正答率が高い。

- (イ) 朝食をしっかり食べる、長時間テレビゲームなどをしないなど、生活習慣が身に付いている児童生徒ほど平均正答率が高い。
- (ウ) 学習習慣、生活習慣と学力の相関関係を分析すると、中学校に比較して小学校の方が相関関係が高い。  
ことが認められます。

以上のことから、本市の児童生徒は、全国と比較して学校外で学習する時間が少なく、テレビゲームなどをやる時間が長い傾向にあり、学習習慣や生活習慣と学力の関係は、中学校に比較して小学校の方が相関が高いことから、小学校の学力において、全国平均と比較してやや下回っている一因であると推測できます。

これらのことから、本市では学習習慣及び生活習慣の改善、指導方法などの工夫や改善を中心とした学力の向上が課題となっています。

#### ウ 心の教育

本市は、昭和40年の同和対策審議会答申を受け、昭和43年の「三木市同和教育協議会」発足以来、「差別を許さない市民宣言」の制定（昭和51年）、「人権尊重のまちづくり条例」の施行（平成13年）など、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めてきました。

また、平成23年10月に発生した大津市のいじめ自殺事件をはじめとしたいじめ問題に対応するため、いち早く平成25年3月には「三木市子どもいじめ防止に関する条例」を制定し、「子どもいじめ防止センター」を設置して、市を挙げていじめ解消に取り組んでいます。

さらに、同和問題をはじめ、様々な人権課題の解決に向けた学習や道徳教育の充実、「いじめ・不登校総合対策事業」、体験活動などを展開し、「心の教育」の充実を図ってきました。

これらの取組の結果、中学校においては、問題行動や不登校生徒が減少しています。また、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査結果から、思いやりの心や自尊感情、規範意識などが育成されていることが伺われます。さらに、全国と比較して、地域行事に参加している児童生徒の割合が高くなっています。

しかしながら、グローバル化が急速に進展するなど、変化の激しい社会においては、自尊心や自律心の育成など道徳性をはじめとした「心の教育」の更なる充実が求められています。

## エ グローバル人材※を育成する教育

これからの社会を生き抜く児童生徒には、郷土や日本の伝統、文化を理解し、日本人としての自覚を持つこと、民族や国籍を異にする人々と互いに自他の文化や習慣、価値観を認め合い、共に生きる心を育成すること、コミュニケーション能力を身に付けることが必要であることから、「ふるさと教育」「国際理解教育」「話せる英語教育」に取り組んでいます。

ふるさと教育では、これまで市が進めてきたふるさと教育を今後どのように発展させるかが課題です。

国際理解教育では、異文化体験や交流活動はALTの派遣だけでは限界があるため、言語や文化が異なる人たちと身近な遊びや料理を通じた体験学習、交流活動にどのように取り組んでいくかが課題です。

話せる英語教育では、小学校低学年からの話せる英語教育の推進を通して、児童生徒にどのように目標を持たせ、自らの英語の習得状況を実感させるのか、低学年からの英語（外国語活動）の授業のカリキュラムをどのように充実させればより英語が話せるようになるかが課題です。

### ※グローバル人材

世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人間（文部科学省：産学連携によるグローバル人材育成推進会議。平成23年4月）

## (3) 多様なニーズに対応した教育の現状と課題

### ア 特別支援教育

特別支援学級及び通常の学級に在籍する支援を要する児童生徒は、年々増加傾向にあります。

本市においては、校内体制の整備、教職員の指導力の向上、関係機関との連携、特別支援教育指導補助員の増員などの取組を進め、特別支援教育の充実を図ってきました。



今後、「障害者差別解消法」の施行に伴う障害のある子どもに対する合理的配慮※の提供やインクルーシブ教育システム※の構築を鑑み、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行い、特別支援教育のより一層の充実を図ることが課題です。

#### ※障害のある子どもに対する合理的配慮

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更、調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもので、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。(文部科学省：初等中等教育分科会。平成 24 年 7 月)

#### ※インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。(中央教育審議会：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)。平成 24 年 7 月)

#### イ 子ども多文化共生教育

本市においては、日本語指導を必要とする外国人児童生徒が近年増加しています。また、複数校に散在し、多言語に及んでいる現状があります。そのような中、県教育委員会と連携し、子ども多文化共生サポーターの派遣、日本語指導支援員による日本語指導などの取組を進め、外国人児童生徒の学習面及び生活面の支援や心の安定を図っています。また、各校においては、他国の文化や習慣を理解する学習を行っています。

外国人児童生徒に対する将来の進路を見据え、より一層の学習支援が課題です。

#### (4) 「子どもの貧困」についての現状と課題

国において、平成26年1月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されています。

子ども期の貧困状態は、子どもの学力や進学、健康に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

経済的に困窮したり、生活が不安定であったりすることが、自己肯定感や将来への希望が持てず、学習意欲などの低下に繋がり、結果的に子どもの可能性を奪うことに繋がるのが危惧されます。

本市では現在、小学校、中学校及び特別支援学校における就学援助や経済的な事情により高校や大学などの学費の支弁が困難と認められる世帯に対する奨学金の給付により、経済的な支援を行っています。

今後、課題のある家庭の環境へ効果的に働きかけるため、スクールソーシャルワーカー※の配置を進めるとともに、福祉関係機関や要保護児童対策地域協議会と学校が連携を強化していくことが必要です。

#### ※スクールソーシャルワーカー

児童生徒の心理的、情緒的課題や発達障害に係る課題、児童虐待等、学校が抱える課題が複雑化、多様化する中、学校と外部福祉関係機関とのネットワークの構築、学校内におけるチーム体制の構築や保護者への支援等、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、福祉的な視点から学校の支援を行う専門職（兵庫県：スクールソーシャルワーカー補助事業実施要項）

#### (5) 家庭教育の現状と課題

家庭教育について、教育基本法では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とあります。

しかしながら、家庭教育は学校教育とは異なり、決まった教科書があるわけではなく、それぞれの家庭の環境や教育する保護者の考え方などにより一様ではありません。

また、自らの責任や望ましい役割を理解し、すべての父母その他の保護者が実践できるものではなく、それぞれの家庭の教育力に違いが生じています。

家庭教育は、単にそれぞれの家庭で行われるだけでなく、親族や近所の人々など、地域の教育力も大いに関係します。

しかし、子どもたちが放課後に過ごす場所は、自宅や友達の家など屋内が中心となり、公園や原っぱ、空き地などでの外遊びが少なくなり、地域の人とふれあう機会が減少しています。

また、子ども会活動への加入や地元の行事、お祭りへの参加も減少し、子どもと親と地域の繋がる機会が少なくなっています。そのため、近所の大人と子どもが互いに顔見知りでないことから、あいさつや会話ができにくくなってきています。

一方で、ボランティア活動としての「人の目の垣根隊」による登下校時の子どもたちの見守りや、青少年補導委員による商業施設、遊技場などでの見回り、夜間補導により、子どもたちの安心、安全の確保や青少年の健全育成が推進されています。

また、各地域の公民館では、乳幼児学級や家庭教育学級において、地域の親子の交流や乳幼児期に家庭で取り組むべき教育について学ぶ機会を提供しています。さらに、サマースクールなどの講座の充実により、地域の子ども同士の学年を超えた交流や文化祭、夏まつりなど、コミュニティ形成事業で親子や高齢者などの世代を超えた交流活動が行われています。

このように、家庭教育は、それぞれの家庭での第一義的責任のもとに行われるだけでなく、家庭を取り巻く地域の協力が不可欠です。さらに、家庭教育の役割が果たせない家庭については、行政をはじめとして、地域や学校の支援体制を整え、協力して家庭教育を推進することが課題となります。

## (6) 生涯学習の現状と課題

本市では、人権が尊重され、一人一人が大切にされる心豊かなまち「三木」をつくるため、平成13年に「三木市人権尊重のまちづくり条例」を制定後、平成23年に「(第2次)三木市人権尊重のまちづくり基本計画」を策定し、同計画に基づいた人権施策を実施するなど、市政全般にわたって人権を基調としたまちづくりを推進してきました。

特に、地域における人権教育・啓発の取組については、各公民館において、指導者・リーダー研修会による人権リーダーの育成や各自治会での住民主体の人権学習（住民学習会）を実施してきました。

また、市民じんけんの集いや同和教育セミナー、人権フォーラムの開催、各公民館での人権啓発コーナーの設置、人権視察研修、生涯学習講座において人権学習を進めてきました。市民じんけんの集いにおいては、市民の参加による人権メッセージの朗読なども行っています。

しかしながら、同和問題、女性、高齢者、障がい者、外国人などをめぐる様々な人権課題が今なお存在し、また、いじめ、虐待や全国的に急増しているインターネット上での人権侵害などの新たな人権課題も顕在化しており、人権に関わる今後の取組の重要性はますます高まっています。

また、生涯学習講座として、市内の10公民館などで、それぞれ子ども・保護者向け講座、女性セミナー、高齢者教室、各種専門教室などを年間延べ1,000回前後開催し、約20,000人以上の方が参加していますが、参加者が固定化する傾向が課題となっています。特に、子ども・保護者向け講座については、保護者に対して家庭教育の重要性の認識に努め、より多くの市民が参加する仕組みづくりが重要です。

このほか、三木市高齢者大学（4年制）及び三木市高齢者大学大学院（2年制）を開設し、生きがいの創造とともに、地域づくり活動を推進するための指導者及び協力者の養成を図ることを目的とし、高齢者の福祉の増進と健康で明るい地域社会づくりに取り組んでいます。

高齢者大学及びその大学院では、毎年250人前後が在学し、教養課程及び専門課程で郷土史、古典、園芸、健康福祉、パソコンなど、幅広い分野を学ぶほか、ボランティア活動なども実施しています。

一人でも多くの方に入學していただくため、新入生募集時には対象者に対し、高齢者大学の意義や目的の周知を図るとともに、より充実した魅力ある講座の検討が必要です。

次に、図書館では、乳幼児から高齢者まで、すべての方の生涯学習を支援しています。

図書館を利用し、郷土の歴史や文化、多様な価値観に触れることで、ふるさと三木への「愛着」と「誇り」が生まれ、新たな地域文化や地域社会の創造に繋がります。このような理念に基づき、図書館では、市民一人一人の「知りたい」「読みたい」に応えることで、市民自らが学ぶ楽しさや生きがいを感じ、心豊かに生きるための情報を提供しています。

今後、ますます多様化する市民のニーズに応えるため、資料の充実と新たなサービスの検討が課題となっています。

## (7) 文化の振興の現状と課題

文化は、人々の生活の中から形成され、心豊かな生き方と社会生活の基盤をつくる重要な要素を持っています。人々は文化を創造し、享受することで、達成感や心の豊かさ、生きがいを感じることができます。

このことから、平成21年5月に策定した「三木市文化振興ビジョン」の推進を図り、地域の活性化に繋がる身近な文化活動（芸術文化、生活文化、伝統文化など）の支援や交流機会の提供などに努めています。

平成24年6月に「三木歴史・美術の杜構想」を策定し、三木城跡及び付城跡群を市民の貴重な財産として保護するとともに、城下町を含めた地域をひとつの大きな博物館（フィールドミュージアム）に見立てる「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」の実現に向け、中核施設として「みき歴史資料館」を整備し、まちの魅力を全国に発信していきます。

しかしながら、点在する史跡や文化財をどのように繋ぎ、ひとつの大きなフィールドミュージアムとしてその魅力をどう発揮するのか、また、「みき歴史資料館」を「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」の中核施設として、まちの賑わいづくりを担う「まちおこし」の仕組みをどう作るのかが課題となっています。

## (8) スポーツの振興の現状と課題

平成22年9月に策定した「三木市スポーツ振興ビジョン」に基づき、生涯スポーツの振興を図るため、スポーツ活動をしている人々への支援とともに、スポーツ活動をしていない人々にも生きがい活動の充実と健康の増進などの面からも働きかけ、一人でも多くの人が気軽にスポーツができる多様なプログラムの充実を図っています。

競技レベルの向上のため、競技団体のそれぞれの競技特性を考慮し、各年齢層の指導者が連携を図りながら、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うことができるよう支援しています。

また、「三木市スポーツ振興ビジョン」の方策である「三木の特色を活かしたスポーツの振興」として、平成27年度から「三木市ゴルフ協会」と連携し、ゴルフの振興とゴルフによる地域活性化を図り、「ゴルフのまち三木」を力強く推進しています。

今後は、ゴルフをはじめ、テニス、馬術競技といった三木の特色を活かしたスポーツを振興し、「まちおこし」にいかに繋げていくかが課題となっ

ています。

今日の市民のスポーツに対するニーズは、「健康づくり」や「楽しみ」から「競技力、技術力向上」まで、多様化しています。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催などを見据え、スポーツを身近に感じる環境づくりなど、生涯スポーツの推進によるスポーツの裾野の拡大とともに、アスリートのためのサポート体制の充実や環境整備などによる選手の育成強化、技術力向上の環境づくりが求められています。

「(仮称)三木市立総合体育館」(平成29年10月開館予定)など、各種のスポーツ施設を核として、市民一人一人のライフスタイルに応じた様々なスポーツに触れ合える機会を創出し、スポーツコミュニティをいかに醸成するかが課題となっています。

## 第3章 三木市教育の基本理念と教育目標

### 1 基本理念

ふるさと三木を誇りとし 自立心あふれる人材の育成

- ① 三木のまちで育ち、ふるさと三木を愛し誇りに思える人
- ② 自分を大切にし、他者への思いやりのある人
- ③ 著しく変化する社会の中で直面する課題を解決し、未来を切り拓くことのできる「生きる力」を持った人

三木市教育大綱では、三木子どもたちが、このような「豊かな心を持ち自立した人」に育って欲しいという願いを込めて、基本理念を定めており、第2期三木市教育振興基本計画においては、この基本理念のもと、教育を推進していきます。

### 2 教育目標

「心豊かに 元気よく 学び続ける」ひとづくり

基本理念のもと、“「心豊かに 元気よく 学び続ける」ひとづくり”を教育目標に定め、学校教育や社会教育に取り組んでいきます。

学び続けることにより「人格の形成」を目指し、自己実現を図るとともに、この社会を構成する一人として、より良い社会を維持していくため公共の精神※を育てていくことが大切です。

また、一人一人を大切にしたいより良い社会をつくるためには、自主及び自律の精神※を培い、人が共に繋がりながら社会に貢献できる主体性あるひとづくりに一層の重点を置き、教育を進めることが重要です。

そこで、本市では、子どもたちはもちろんのこと、市民一人一人が夢や志を持ちながら、心豊かに元気よく躍動する教育の実現を目指します。

そのため、次の3つの重点目標を掲げます。

#### ※公共の精神

教育基本法第2条では「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する」精神と規定されている。

※自主及び自律の精神

教育基本法第2条第2項では「教育の目的」として「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。」と定めている。

3 重点目標

重点目標Ⅰ 子ども一人一人の力を伸ばします

重点目標Ⅱ 魅力ある学校園づくりを進めます

重点目標Ⅲ 人と人との繋がりを大切にする生涯学習を進めます



## 第4章 三木市教育の重点目標と施策

### 重点目標Ⅰ 子ども一人一人の力を伸ばします

近年、少子化や急速なグローバル化など、激しく変化する社会情勢を背景として、子どもたちの生活も大きく変化してきました。特に、インターネット端末の普及によるメールやSNS、無料通信アプリなどの利用は、人と人との繋がり方を変化させ、子どもたちのコミュニケーション能力にも影響を及ぼしています。また、インターネット上にある様々な視点からの書き込み、投稿などに対しては、的確に判断する力が求められています。

このような状況の中、子どもたちが夢や希望に向け、自立した生活を送り、心身ともに健やかで、ふるさと三木を誇りとする市民として成長するためには、学校教育において「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を柱とした「生きる力」を育むことが大切です。

そのためには、就学前教育・保育施設、小学校、中学校、特別支援学校がより一層校種間連携を図り、連続性、継続性のある教育、保育を実施しなければなりません。さらに、特別な支援を必要とする子どもたちについては、よりきめ細かな支援や指導を行い、自立して社会参加ができる教育が必要です。

子どもたち一人一人が自己の可能性を切り拓き、社会の中で豊かな人生を送るための力を伸ばすことができるよう、0歳から15歳までの子どもたちの切れ目のない教育及び保育を推進します。

#### 施策1 就学前教育・保育の推進

子どもたちの健全な心身の発達を図り、人間形成の基礎を培うため、就学前教育・保育の充実に努めます。

これまで併存していた幼稚園と保育所（園）において、一部の公立を維持しつつ、民間主導型の幼保連携型認定こども園に集約し、就学前教育・保育を推進します。

##### 1 質の高い就学前教育・保育の保障

これまで幼稚園や保育所が培ってきた経験を生かし、公立と民間がともに質の高い教育及び保育を実施していくため、共通カリキュラムにより教育及

び保育の指導を行うとともに、第3者評価及び監査を実施していきます。

また、子どもたちが、集団活動での遊びを通して、人と関わる力、規範意識を育てるとともに、3歳以上の園児は、小学校へスムーズな入学ができるよう、就学前教育・保育の充実のため100%の就園を目指します。

## 2 多様な教育・保育ニーズへの配慮

核家族や夫婦共働きなど、保護者の多様な就労形態に対応した休日保育や教育・保育時間の弾力化などを進めます。

## 3 乳幼児期の家庭支援と地域連携の充実

保育所、幼稚園、認定こども園と老人クラブなどの地域の団体や関係施設との連携、交流の充実を図ります。

## 4 小学校へのスムーズな就学

それぞれの認定こども園等の就学前教育・保育施設において交流小学校を定め、小学校の生活科の学習や運動会、音楽会等の学校行事に参加するなど、就学前教育・保育施設と小学校との間での新たな連携を推進するとともに、それぞれの指導者間での共通理解と情報交換を行います。

また、入園前の保護者及び園児と面談を行い、就学に向けたスムーズな小学校への就学を推進します。

## 5 在宅児童の保護者に対する支援

各就学前教育・保育施設において、在宅児童の保護者が安心して子育て相談をしたり、交流したりする機会を提供します。

### 【数値目標】

(指標) 就学前教育・保育施設で希望する園への入園を待つ児童数

項目	平成28年度 (10/1 現在実績)	平成29年度
希望する園への入園を待つ児童数	168人	0人

## 施策2 「確かな学力」の向上

児童生徒に基礎的、基本的な知識や技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などを育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力を身に付けさせる必要があります。

そのため、教育委員会、学校、家庭の役割を明確にし、それぞれが密に連携し、効果的な取組を推進します。

### 1 学習習慣及び生活習慣の改善

家庭啓発資料「みきっ子家庭学習ガイド」を活用し、学校と家庭とが連携して学習習慣及び生活習慣の改善を図ります。

### 2 指導方法の工夫、改善

教育委員会において、課題のある学習内容を重点的に指導できる資料「重点指導資料～更なる授業改善と学力向上をめざして～」を作成するとともに、基礎的、基本的な知識及び技能の習得に向けた指導に関する研修会を開催します。

さらに、小・中学校を順次、学力向上サポート推進校に指定し、アクティブラーニング※を含めた学力向上に係る実践的な研究を行う「三木市学力向上サポート事業※」を継続して実施します。

#### ※アクティブラーニング

学生にある物事を行わせ、行っている物事について考えさせること。教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授法、学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る教授法、学習法。（文部科学省：教育課程企画特別部会）

#### ※三木市学力向上サポート事業

小・中学校において、学力向上に係る実践的な研究を進めるため、推進校を指定し、その取組を支援することを通して、児童生徒の学力の向上及び教員の指導力の向上を推進する事業

### 3 放課後学習支援の充実

放課後に地域人材を活用した「ひょうごがんばりタイム」(補充学習)の実施や長期休業中の補充学習など、個々の児童生徒の進度に応じた放課後補充学習を実施します。

### 4 校種間連携の推進

小中連携三木モデルを基にした「中学校区小中連携教育推進委員会」を中心として、校種間の緊密な連携を図るとともに、校種間の共通する課題への取組や公開授業、研究授業などによる指導の充実を図ります。

### 5 キャリア教育の推進

組織的、系統的な推進体制のもと、教育活動全体を通じたキャリア教育を推進し、子どもたちが生涯を見据え、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来の生き方や働き方を考えるとともに、社会との繋がりや社会における自らの役割を考えることができるよう支援する取組を進めます。

### 6 教育の情報化の推進

I C T※を活用した分かる授業を推進し、子どもたちの情報活用能力の育成を図るとともに、保護者とも連携した情報モラル教育を推進し、教育活動の質を向上させるため、校務の情報化を推進します。

#### ※ I C T

Information and Communication Technology の略語で「情報通信技術」と訳される。

#### 【数値目標】

(指標) 学校の授業時間以外に普段(月～金曜日)、小学生で1時間以上、中学生で2時間以上勉強している子どもの割合

区 分	平成27年度(実績)	平成32年度
1時間以上勉強している小学生	58.3%	70.0%
2時間以上勉強している中学生	36.0%	50.0%

(全国学力・学習状況調査結果)

(指標) 全国学力調査の全国平均を100とした時の指数

区 分	平成27年度(実績)	平成32年度
小学校	95	100
中学校	102	104

(全国学力・学習状況調査結果)

### 施策3 グローバル人材を育成する教育の推進

これからの社会を生き抜く児童生徒には、郷土や日本の伝統、文化を理解し、日本人としての自覚を持つこと、民族や国籍を異にする人々と互いに自他の文化や習慣、価値観を認め合い、共に生きる心を育成すること、コミュニケーション能力を身に付けることが必要であることから、「ふるさと教育」「国際理解教育」「話せる英語教育」に取り組みます。

#### 1 話せる英語教育の推進

コミュニケーション能力の基礎を身に付けた子どもを育成するため、新しい言語などを急速に吸収する児童期に、低学年から「聞く」「話す」などの体験を中心とした英語教育に取り組み、次世代で活躍でき、豊かな国際感覚を持った子どもを育てます。

平成28年に中央教育審議会が示した次期学習指導要領改訂案では、小学校における英語教育について、平成32年度から小学3、4年は35時間、小学5、6年は70時間とするとなっています。本市では、平成28年度からその時間数を確保するとともに、定めのない小学1、2年についても20時間の時間数を確保していきます。

#### 2 国際理解教育の充実

地域人材の活用や姉妹都市との交流、海外留学などの奨励など、異文化体験などをする機会を充実させ、異なる文化や価値観を理解し、共に生きる心を育成します。

#### 3 ふるさと教育の充実

国際社会において主体的に生きるためには、ふるさとや我が国の伝統、文化についての理解を深め、それらを尊重する心を養う必要があります。そのため、ふるさと三木の歴史、産業などの学習、三木音頭や新吉川音頭の伝承、

金物体験学習などに継続して取り組みます。

### 【数値目標】

(指標) 英検を受験する生徒の割合 (中学生の英語に対する興味、関心の度合を見る。)

項目	平成27年度(実績)	平成32年度
英検を受験する生徒の割合	15.6%	30%

## 施策4 「豊かな心」の育成

学校教育においては、児童生徒一人一人の自尊感情を育み、命の尊厳を実感できる人権を尊重する学校文化の創造に取り組んできました。さらに、同和問題をはじめ、様々な人権課題の解決に向けた学習や道德教育の充実、いじめ・不登校総合対策事業などを展開し、「心の教育」の充実を図ってきました。その結果、問題行動や不登校の減少などに繋がっています。

今後も「心の教育」を推進し、子どもたちに、美しいものや自然に感動する感性、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、家族を大切にする心、集団における役割と責任、規範意識、公共の精神など、人間形成の基盤となる豊かな情操と道德性を培い、これらに基づいて主体的に判断し、適切に行動する力を育成します。

さらに、三木市人権尊重のまちづくり基本計画に基づき、あらゆる学習機会を捉えた人権教育の取組を通して、人権の普遍性と正当性についての認識や理解を深め、自己実現と「共に生きる社会」の構築に向けた意欲と態度を養います。

### 1 人権教育、子ども多文化共生教育の推進

これまで本市が培ってきた同和教育の実践を次世代の教職員に伝える同和教育伝承講座を継続実施し、学校園における人権文化の構築や人権尊重のまちづくりに貢献する指導力、実践力の向上に努め、差別を許さない子どもの育成を目指します。

また、平成26年度に教育委員会が作成した人権・同和教育資料「三木市の人権・同和教育」を校内研修会などで活用し、人権・同和教育の一層の充実を図ります。

さらに、近年、増加している外国人児童生徒に対する支援として、子ども多文化共生サポーターの派遣や日本語指導支援を充実させ、児童生徒の日本語習得や基礎学力の定着を図るとともに、外国人児童生徒の自尊感情の高揚と自己実現の確立を目指します。

## 2 我が国や郷土の伝統、文化に関する教育の推進

我が国や郷土の伝統、文化についての理解を深め、我が国や郷土への愛情を育むため、郷土資料「わたしたちの三木市（小学校）」や「三木市中学校社会科郷土資料（中学校）」を用いた本市の地理、くらし、歴史などの学習、三木音頭や新吉川音頭の伝承や金物体験学習などの取組を継続します。

さらに、三木の歴史や産業などに詳しい地域人材リストの作成を進め、それらの方々による学校への指導及び助言並びに授業における児童生徒への指導を推進します。

## 3 道徳教育の充実

平成30年度から小学校で、平成31年度から中学校で「特別の教科道徳」が全面実施となります。

子どもの道徳性を養うため、学校長の方針のもと、道徳教育の目標を明確にし、道徳教育推進教師を中心に全職員で各教科をはじめ、教育活動全体を通じて道徳教育の要となる道徳の時間の充実を図ります。

また、兵庫県教育委員会作成の「兵庫版道徳教育副読本」や文部科学省作成の道徳教育教材「私たちの道徳」を道徳教育年間指導計画に位置付けるとともに、子どもたちが家庭に持ち帰り、家族と話し合う素材として活用するなど、家庭との連携強化を図ります。

## 4 生徒指導の充実

一人一人の子どもを多面的、共感的に理解し、人間的なふれあいを基盤とした生徒指導を推進します。

そのため、学校内における生徒指導体制、教育相談体制を充実するとともに、校種間や地域、関係機関との連携を深め、いじめや不登校児童生徒の様々な問題に対して、迅速かつ的確な対応をします。

また、課題のある家庭の環境へ効果的に働きかけるため、スクールソーシャルワーカーを配置します。

## 5 体験活動の推進

社会性や自立心を育む「自然学校」、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、自律性を高める「トライやる・ウィーク」、地域、行政等と連携した「ボランティア活動」など、「生きる力」の育成を図っていく体験活動の更なる充実を図ります。

### 【数値目標】

(指標) 自分には良いところがあると肯定的に回答した児童生徒の割合

区 分	平成27年度(実績)	平成32年度
小学校	80.7%	85.0%
中学校	66.3%	70.0%

(全国学力・学習状況調査結果)

### 施策5 「健やかな体」の育成

子どもたちが健康で豊かな生活を送るためには、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を、学校教育において育成することが大切です。

そのため、新体力テスト※などの各種調査を実施し現状を把握するとともに、課題の分析、改善に向け、体育の授業や部活動などでの体育活動の充実を図ります。また、自己の体力を知り、積極的に体力向上に取り組む姿勢を育成するとともに、運動習慣の確立を図ります。

また、学童期は体が大きく変化する時期であるため、各発達段階に応じた保健教育を通して、自分の体の変化を知り、大切にすることを養うとともに、学校医や地域、保護者などと連携しながら、子どもたちの規則正しい生活習慣の確立を目指します。

特に、その生活習慣の基本となる食生活については、学校が家庭や地域と連携して、教育活動全体を通じて食育を組織的、計画的に推進し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせます。

#### ※新体力テスト

文部科学省 新体力テスト実施要領：文部科学省では、昭和39年以来、「体力・運動能力調査」を実施して、国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導と、行政上の基礎資料として広く活用している。平成11年度の体



力・運動能力調査から導入した「新体力テスト」は、国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、これまでのテストを全面的に見直して、現状に合ったものとした。

### 1 体育・スポーツ活動の充実

新体力テストなどを活用し、体力向上に関する課題を把握するとともに、子どもの能力や適性、興味関心などを踏まえた効果的かつ安全な体育活動を通して、体力、運動能力の向上に努めます。

また、個性、能力の伸長や望ましい人間関係の育成を目指して、地域の人材などを活用したクラブ活動や部活動の充実を図ります。

### 2 健康教育の充実

家庭や地域、関係機関と連携し、子どもたちや地域の実態に応じた学校保健委員会を開催し、学校保健活動の活性化を図ります。

薬物乱用防止教室や喫煙、飲酒に関する指導など、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培う保健教育の充実に努めます。

### 3 食育の推進

各学校や園所において、教育活動全体を通じて食育を組織的、計画的に推進し、指導内容の充実を図り、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせます。また、学校だけでなく、家庭や地域と連携した取組を一層推進していきます。

さらに、学校給食において、地元産食材の使用や行事食、季節食などを取り入れた献立を工夫します。

#### 【数値目標】

(指標) 全国体力調査の全国平均を100とした時の指数

区分	平成27年度(実績)	平成32年度
小学校男子	95.3	100
〃 女子	94.2	100
中学校男子	89.7	100
〃 女子	95.5	100

(全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果)

## 施策6 特別支援教育の充実

インクルーシブ教育システムの構築を目指し、障がいのある幼児、児童、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な教育的支援を行い、特別支援教育の充実を図ります。

### 1 連携体制の強化

幼児、児童、生徒一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、早期からの一貫性のある適切な支援を行うため、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」などを活用するとともに、特別支援教育コーディネーター部会や小中連携教育担当者会などを中心とした異校種間連携や保護者、医療機関などとの連携、また特別支援学校のセンター的機能を活用した連携などの充実を図ります。

### 2 適切な指導及び必要な支援の実施

管理職のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーター及び校内外委員会を中心に組織的な支援体制を充実させるとともに、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けたキャリア形成を目指すための指導及び支援の工夫、改善を図ります。

また、子どもの社会性や豊かな人間性を育むため、交流及び共同学習や地域の人との交流活動の充実を図ります。

### 3 特別支援教育への理解、啓発の推進

障がいのある幼児、児童、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うため、教職員の基礎的な知識、技能の習得及び指導力、専門性の向上に向けた、校内外研修を充実させます。

また、授業のユニバーサルデザイン※化など、新たな課題に対応した研修会などへの参加を推進します。さらに地域、保護者への特別支援教育への理解を深めてもらうため、学校園便りや各種通信、学校 Web ページなどを活用し、啓発活動の推進を図ります。

#### ※ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。(内閣府：障害者基本計画 平

成 14 年 12 月)

**【数値目標】**

(指標) 特別支援教育での指導計画及び教育支援計画の作成状況  
(通常の学級※)

項 目	27年度	32年度
指導計画※	83.3%	100%
教育支援計画※	66.7%	75%

※通常の学級とは、特別支援学級以外の学級を指しています。

※指導計画は、学校園生活の中での教育内容を中心とした指導計画。

教育支援計画は、学校園生活に加え、地域や家庭生活、医療や福祉の利用を含んだ支援計画であり、保護者との合意形成を基に作成するものであることから、目標数値が100%にはなっていません。

## 重点目標Ⅱ 魅力ある学校園づくりを進めます

社会状況の変化や保護者、地域からの要請を受け、学校園は複雑かつ多様化した課題に向き合いつつ、未来を担う子どもたちに必要な資質や能力を育む大きな役割を担います。各学校園では、特色ある創造性あふれる授業や保育を展開し、夢や志を持った子どもたちを育てていきます。

### 施策1 学校の組織力の向上

多様な教育課題を解決しつつ、子どもたちに必要な資質能力を育むため、学校園のマネジメント力を強化し、組織として教育活動に取り組む体制づくりを進めていきます。

また、学校全体の業務改善を通じて、教職員の業務負担の軽減や効率化を図り、学校組織が能動的かつ柔軟に課題解決に取り組み、子どもに向き合う時間を確保します。

#### 1 学校の組織力の向上

各学校では、管理職のリーダーシップのもと、教職員個人による対応から、心理や福祉、特別支援教育などの専門職員と連携、分担を図ることにより、機能的に課題解決に当たる「チームとしての学校」づくりに努めます。

今後も、スクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー、特別支援教育関係などの専門職員の配置拡充に努めます。

#### ※スクールカウンセラー

子どもたちの心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めるための研修の実施、問題行動の未然防止や早期発見、早期解決を図るなど、学校における教育相談体制の充実を図るために配置される心の専門家（兵庫県：スクールカウンセラー配置事業実施要項）

#### 2 学校の業務改善の推進

勤務時間の適正化に向けた「ノー残業デー（定時退勤日）」や「ノー部活デー」、「ノー会議デー」を推進し、学校業務全体の効率化に取り組みます。

さらに、地域の人材や専門性を持った外部人材の活用の推進、ICT機器

の活用により教職員の指導に係る業務以外の負担を軽減することで、子どもと向き合う時間を確保し、教育活動をより充実させます。

## 【数値目標】

(指標) 特別支援教育関係の専門職員の配置

区 分	平成27年度	平成32年度
スクールソーシャルワーカー	0人	8人
学校生活支援教員	3人	4人
部活動指導員	8人	10人
教育活動支援員	2人	2人
特別支援教育指導補助員	34人	47人
スクールカウンセラー	24人	24人
(計)	71人	95人

## 施策2 教職員の資質及び指導力の向上

学校園においては、教育に直接携わる教職員こそが子どもの成長に影響を与える一番の要因であるため、各学校内における人材育成の充実や経験年数などに応じた研修の実施を通じて、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。

### 1 次代を担う教職員の育成

「教員は学校で育つ」との考えのもと、OJT※を通じたベテラン教員から若手教員への指導や支援のほか校内研究を組織的に推進し、すべての世代の教員の資質を向上させます。

また、教育センターが実施する人間力、学校力、授業力の向上を目指す専門研修講座や次世代のリーダーを養成する学校経営研修講座、人権尊重のまちづくりに貢献する指導力、実践力を高める人権研修など校外研修への積極的な参加を推進します。

#### ※OJT

On the Job Training の略語で、「職場内研修」と訳される。

### 2 教職員の健康管理の徹底

メンタルヘルスに係る相談体制を充実させることに加え、校内の衛生委員会を通じて職場環境を常に見守り、協働の意識が高い指導体制を確立してい

きます。

また、ワーク・ライフバランスを意識した適正な勤務を進め、教職員がいつもしいきいきと元気に子どもに向き合う指導環境づくりに努めます。

### 【数値目標】

(指標) 教育センター専門研修講座への参加

項目	平成27年度(実績)	平成32年度
教員1人当たりの参加回数	2.7回	3.0回

## 施策3 開かれた学校園づくりの推進

子どもの健やかな成長のため、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割と機能を明確にし、協働体制のもと、知・徳・体の調和のとれた、心豊かでたくましい人間を育成することが求められています。

そのために学校は、経営方針や教育内容及びその成果と課題などを積極的に発信していくとともに、保護者、地域住民の意向を教育活動に取り入れるなど、家庭や地域社会の理解と協力を得ながら、特色ある開かれた学校園づくりに取り組みます。

### 1 地域に根ざした学校運営の推進

オープンスクールや学校通信、ホームページなどにより、保護者や地域住民に対して、積極的に学校の教育活動の情報発信を行います。

また、学校の自己評価結果を学校関係者評価委員が検証することで、より客観的な視点からの分析を加えるとともに、地域の意見を学校運営に反映させます。

さらに、児童生徒の地域行事への参加促進や地域人材をゲストティーチャーとして招聘するなど、地域とともに歩む学校づくりを進めます。

### 2 学校園評価システムの推進

各学校園が、PDCAサイクルによる学校園評価※に取り組み、この結果を保護者などの学校関係者による学校関係者評価委員が検証し、評価を行うことで、学校園運営の改善を図ります。

また、自己評価及び学校関係者評価の結果の公表、説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民などから理解と参画を得て、学

校園、家庭、地域の連携協力による学校づくりを進めます。

※学校園評価

子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校園運営の改善と発展を目指すための取組である。

全学校園において、人権教育と特別支援教育は必須の評価項目としている。

【数値目標】

(指標) 学校評価結果 必須の評価項目の達成状況

(A達成 B概ね達成)

区 分	平成27年度(実績)	平成32年度
人権教育	A 31.4% B 65.7%	Aが50% かつA+Bが100%
特別支援教育	A 44.1% B 55.9%	Aが60% かつA+Bが100%

(指標) 情熱ある教職員の育成に関する学校園評価アンケート結果

(1) 児童生徒アンケート ※肯定的評価の割合

区 分	平成27年度(実績)	平成32年度
学校に行くのが楽しい	87.8%	90%
授業がよくわかる	89.7%	92%
先生が話しかけてくれる	83.3%	86%

(2) 保護者アンケート ※肯定的評価の割合

区 分	平成27年度(実績)	平成32年度
子どもが学校に行くのが楽しいと言っている	91.7%	94%
先生は熱心に指導している	87.6%	90%
保護者が先生と話がしやすい	84.5%	87%

施策4 安心・安全な教育環境の整備

子どもたちが安心して安全な教育環境の中で学校生活を送れるよう、学校施設の整備を推進するとともに、就学援助や奨学金給付に取り組み、より充実した

教育環境の整備を目指しています。

さらに、子供たちを守る取組を推進していくため、学校、家庭、地域との連携により、危機管理体制を確立していきます。

### 1 学習機会の保障

経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の円滑な就学を確保するため、学校生活に必要な経費の一部を援助する就学援助事業を実施します。

また、障がいのある児童生徒の就学を奨励するため、特別支援学級に在籍する児童生徒について、特別支援教育就学奨励事業を実施します。

経済的な事情により、高等学校、大学、専修学校などの学費の支弁が困難と認められる世帯に対し、その学費の一部を奨学金として給付することにより、高校、大学などへの進学を促進し、学習機会を保障します。

各中学校に段階的にスクールソーシャルワーカーを配置し、課題のある家庭への働きかけや福祉関係機関、要保護児童対策地域協議会と学校が連携を強化していきます。

#### 【数値目標】

(指標) スクールソーシャルワーカーの配置

項目	平成27年度(実績)	平成32年度
配置人数	0人	8人

### 2 学校施設などの整備の推進

学校施設の老朽化や多様な学習形態に対応するため、学校施設の整備を推進し、安全で快適な教育環境を目指します。

特に、児童生徒が快適な学校生活を過ごせるよう、トイレの洋式化を推進します。

### 3 危機管理体制の確立

メール配信システムなどを活用した情報の共有化の推進や「人の目の垣根隊」、「青少年補導委員」との連携による学校園内外の安全確保の強化を図ります。

また、教職員危機管理ハンドブックを活用し、危機管理能力の向上を図ります。



#### 4 安全教育の推進

発達段階に応じて、自ら身を守り、安全を確保しようとする能力の育成を図るとともに、学校安全計画に基づく徹底した安全管理を推進します。

#### 5 防災教育の充実

地域の災害特性や学校の立地を踏まえた各校の災害対応マニュアル、防災計画の作成及び校内研修などを通じた危機管理意識と判断力の向上に努めるとともに、学校、家庭、地域との連携強化と実践的な地域総合防災訓練の充実を図ります。

##### 【数値目標】

(指標) 学校の洋式トイレの整備率

区 分	平成28年度(年度当初)	平成30年度
小学校	88.4%	100%
中学校	84.4%	100%

※県調査基準により男女各トイレにおいて洋式便器が1つ以上設置されている割合

(指標) 防犯訓練又は危機管理ハンドブックに基づいた危機管理対応の校内研修などの実施校数

項 目	平成27年度	平成32年度
実施校数	15校	25校(全校)

#### 施策5 小規模校の良さを生かした学校規模に応じた教育環境の充実

少子化が進む中、本市では適正な学校規模を確保することが難しい状況が生じており、特に小規模校における教育的課題が問題となっています。

小規模校では、児童生徒の一人一人に対するきめ細やかな指導が可能になることや、異年齢集団による学習が活発に行えるなどのメリットがある一方で、多様な考え方に触れる機会や切磋琢磨する機会の減少、人間関係や相互の評価が固定化するなどのデメリットも指摘されています。

小規模校のメリットを生かし、デメリットを解消する教育活動を行いながら、学校の適正規模・配置の検討を進めます。

## 1 小規模校のメリットを生かした教育活動の推進

小規模校は、きめ細かな指導が行いやすい、児童生徒一人一人が活躍できる機会を設定しやすいなどのメリットを最大限生かした教育活動を行っていきます。

また、インターネット会議システムなどICTの活用やスクールバスなどを利用した合同学習、同種の学校間、近隣の小中学校において合同行事を実施するなど、小・中連携を一層進めながら、児童生徒が一定の集団規模において活動できる機会を提供、確保していきます。

## 2 学校の適正規模・配置の検討

教育大綱では、平成31年度までは学校の統廃合を行わないこととしています。

しかしながら、学校の適正規模・配置については、時間をかけた議論が必要であり、仮に、学校の統廃合などの手法を取り入れるとなれば、周知に相当期間が必要となります。そのため、平成28年度から検討に着手し、児童生徒にとって望ましい教育環境について、保護者や地域並びに学校現場と議論を深めながら、平成32年度以降の方針を平成31年度までに決定します。

### 【数値目標】

(指標) 小規模校のデメリットを解消するためのインターネット会議システムの活用、合同学習を実施する学校数

項目	平成27年度(実績)	平成32年度
インターネット会議システム活用学校	0校	8校
合同学習実施校	小学校 4校 中学校 0校	小学校 7校 中学校 2校

### 重点目標Ⅲ 人と人との繋がりを大切にする生涯学習を進めます

本市は、すべての人が尊重され、一人一人が自己実現に向けて生きる喜びを実感できる人権尊重のまちづくりを進めています。

また、文化やスポーツを通じて、市民が「生きがい、安らぎ、うるおい」を感じ、明るく豊かで活力に満ちたまちづくりを進めます。

人権尊重と文化やスポーツのまちづくりを通じて、すべての人が生涯にわたって学び、文化やスポーツに親しみ、それぞれの個性と能力を発揮できる環境整備を進めます。

#### 施策 1 人権尊重の文化に根ざしたまちづくりの推進

「三木市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市民一人一人が尊重され、差別のない社会を築いていくため、人権教育・啓発をさらに推進していきます。具体的には、市民じんけんの集いや住民学習をはじめとする市民研修の充実を図るとともに、公民館を拠点とした地域における市民参加型の人権教育・啓発の充実を図っていきます。

さらに、インターネット上での差別書き込みなど、社会の変化による新たな人権課題にも対応するため、平成28年度に人権に関する市民意識調査と同和問題解決に向けた実態調査、外国人市民実態調査、男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、平成29年度に新たな「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」、「男女共同参画プラン」を策定して人権尊重のまちづくりに向けた取組を推進していきます。

##### 1 人権教育・啓発の充実

住民学習においては、参加体験型の住民学習を推進し、より多くの住民の参加を促進していきます。また、三木市人権・同和教育協議会との連携を強化し、スリーサポーターズ登録制度※など市民の主体的な学びの促進と学習機会の拡大を図ります。さらに、じんけんサポート事業やじんけんスタディ事業、啓発リーフレットの作成、人権ふれあい交流事業などによる若年層の人権意識の高揚に努めます。

#### ※スリーサポーターズ登録制度

人権尊重のまち三木市の実現を目指し、三木市人権・同和教育協議会（以下「三同教」という）の事業等に個人として参加、参画し、三同教活動がいきいきとしたものとなるよう支援していくためのサポーターズ登録制度。

サポーターズ制度の登録は、ホップ（事業などに興味、関心があり、案内を希望する人）、ステップ（事業などの案内を希望するとともに、会場準備や受付、片付けなど手伝いをしようとする人）、ジャンプ（事業などの案内希望、手伝いはじめ、事務局に協力し、企画、運営を行おうとする人）から1つ選ぶことができる。

### 2 いじめ防止の推進

「いじめゼロ」のまちを目指し、相談業務、中学校での弁護士による出前授業、職員による地域でのミニ講座などを実施します。

### 3 男女共同参画の推進

人々の意識に形づけられている「男は仕事、女は家庭」などの固定的な役割分担意識を変えていくため、男女共同参画セミナーや公民館出前講座などを実施します。

#### 【数値目標】

（指標）住民学習に参加する市民の人数

項目	平成27年度（実績）	平成32年度
住民学習参加者数	4,376人	4,900人

#### 施策2 地域及び家庭の教育力の向上

社会がますます複雑多様化し、子どもたちを取り巻く環境も大きく変わる中で、子どもたちの自然体験や社会経験の不足、善悪の判断や規範意識の低下などが指摘されています。また、家族構成や就労スタイルの変化、高度情報化社会の進展などによって、子どもの育ちの基盤となる家庭や地域の教育力にばらつきがあります。

そこで、子どもたちの学びや成長を支えるため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を自覚し、一体となって取り組むことが求められます。

### 1 家庭の教育力向上の推進

家庭での教育は、教育の出発点です。基本的な生活習慣や生活能力を身に付けるだけでなく、親と子の信頼関係を基にしたしつけを通して、他人に対する思いやりや善悪などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身に付けさせ、人間関係の形成の基礎を育てることが重要です。

このため、親が親として成長するための学びの機会の提供として、家庭教育研修会や子育て講演会を実施するとともに、子育て実践力の向上のため親子のふれあい事業の実施や親子の仲間づくりの推進など、家庭教育への支援に取り組みます。

また、公民館の生涯学習講座を通して、家族の絆を深めるための親子行事や交流の場づくりなど、親の学習の場を提供します。

### 2 子どもを守り育てる地域づくりの推進

地域のボランティアである「人の目の垣根隊」が、子どもの安全、安心を見守るとともに、青少年補導委員により青少年の健全育成を推進します。

また、地域の公民館活動や子ども会活動などによって、地域の大人と子どもを繋ぐ事業の活性化を推進します。

### 3 子育ての不安を抱える家庭への支援

子育ての不安は、妊娠期から始まります。子育ての不安や子どもの育ちに関する悩みを抱え、孤立しがちな家庭を支援するため、必要な情報の提供や関係機関への橋渡しを行うなど、妊娠からの多様なニーズに対応した支援が必要です。

そこで、教育委員会だけでなく、健康福祉を担う部局と連携した相談体制を設けることによって、子育ての不安を抱える保護者に寄り添った支援を実施します。

#### 【数値目標】

(指標)「人の気持ちがわかる人間になりたい」と思う子どもの数

項目	平成27年度(実績)	平成32年度
人の気持ちが分かる人間になりたいと思う子どもの数(小学生)	94%	100%

(全国学力・学習状況調査結果)

※「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した子どもの数

(指標) 子どもの安全・安心を見守る地域のボランティア「人の目の垣根隊」の会員数

項目	平成27年度(実績)	平成32年度
人の目の垣根隊会員数	821人	830人

### 施策3 学びたいときに学べる環境の整備

市民がそれぞれの趣味や学びを通して、自分を高めることに喜びや生きがいを感じ、豊かな心を育む生涯学習のための環境整備を進めます。

#### 1 ライフステージに対応した生涯学習の推進

公民館におけるライフステージに対応した講座の充実と、地域課題や社会情勢に対応した学習を推進します。

また、高齢者大学とその大学院における魅力ある講座や地域活動に繋がる講座の充実し、習得した知識や技術を生かした地域参加を促進します。

#### 【数値目標】

(指標) 生涯学習講座参加人数及び高齢者大学・大学院学生数

項目	平成27年度(実績)	平成32年度
公民館生涯学習講座の参加人数	24,406人	24,800人
高齢者大学・大学院の学生数	229人	270人

### 施策4 地域に根ざした生涯学習と市民活動の活性化

公民館を核として、地域や多様な世代のニーズに適した学習機会を提供し、地域課題の解決に向けた学習の振興を図ることにより、地域リーダーを育成するとともに、小中学校や地域のボランティア、各種団体に働きかけ、より多くの地域住民の参画による事業展開を図り、ひとつづくり、まちづくりの拠点としての機能を充実します。

### 1 公民館を核とした生涯学習活動の推進

公民館では、充実した各種生涯学習講座の提供と自主学習グループへの支援を行います。また、生涯学習講座やイベントなどを通じて住民間や世代間、地域間の交流を推進し、ひとづくり、まちづくりの拠点としての機能を充実します。

### 2 多様な学びの機会の提供

高齢者大学とその大学院では、学ぶことの意義や目的を周知するとともに、より充実した魅力ある講座を開催します。

また、「みっきい生涯学習講師団※」の認知度を高め、様々な知識や技能を持つ指導者の活用を促進することで多様な学習機会を提供します。

このように、市民それぞれのライフステージに応じて学べる機会を提供します。

#### ※みっきい生涯学習講師団

様々な知識や技能を持ち、それを地域社会に役立てたいと考えている方（個人又は団体）を講師として登録し、求めに応じ紹介、派遣することにより、生涯学習の進展や地域社会の活性化を図る事業

### 3 指導者の養成と人材の活用

まちづくりに参画する人材や人権教育のリーダーを養成する研修会、講演会を充実します。

また、豊かな知識や経験を有する人材活用のため、「みっきい生涯学習講師団」への登録を推進していきます。

一方、市民活動センターを拠点とした生涯学習やまちづくりへの参画など、ボランティアやNPOの活動を支援し、人々の自己実現をサポートします。

#### 【数値目標】

(指標) みっきい生涯学習講師団講師数及びボランティア登録者数

区 分	平成27年度（実績）	平成32年度
みっきい生涯学習講師団講師数	53人 (28年4月1日現在)	65人
ボランティア登録者数	12,000人	12,600人

## 施策5 市民ニーズに対応した図書館の充実

すべての市民が自ら学び、健康で文化的な生活ができるよう、様々なニーズに配慮しただれもが利用しやすい図書館を目指します。また、市民がどこに住んでいても、身近なところで図書館サービスが受けられるよう、中央図書館を中心とした市内図書館ネットワーク（青山図書館、吉川図書館、自由が丘公民館図書コーナー）を強化し、兵庫県立図書館をはじめ、相互協力による全国の図書館や関連機関との連携を図ることで、求められる資料を確実に提供できるよう努めます。

さらに、子どもたちが、本に親しみながら知識や感性、表現力、想像力などを身に付けられるよう、学習に必要な資料の団体貸出しなど学校への読書環境支援を図るとともに、市民参加によるボランティアグループなどとの協働により、おはなし会や人形劇、工作教室、歴史講座などを開催し、地域の方とのふれあいの中で、生きる知恵や地域の自然や文化を学ぶ機会を提供します。

### 1 図書館サービスの充実

乳幼児から高齢者まで、すべての市民が便利に利用できる図書館の運営を行っていきます。

また、地域の自然や文化、歴史、産業などに関する地域資料の整備と情報発信を行っていきます。

### 2 中央図書館を核としたネットワークの推進

市内外図書館間や関連機関とのネットワークを推進し、市民の多様なニーズに対応していきます。読書活動や学習活動における学校との連携を進めていきます。

また、図書館ボランティアなど、市民参加による図書館事業を充実させていきます。

### 【数値目標】

(指標) 年間貸出冊数及び図書館利用者数

項目	平成27年度（実績）	平成32年度
市民一人当たりの年間貸出冊数	11.5冊	12冊
図書館利用者数	21万人	22万人



## 施策6 生きがいとうるおいを感じる文化の育成

私たちが日常生活の中で「生きがい、安らぎ、うるおい」を感じ、「誇れるわがまち文化」を育むため、これまで培われてきた歴史や産業、地域行事、自然、風土、芸術、文化、史跡、遺跡、文化財などの資源を活用するとともに、日常の生活に根ざした文化・芸術活動（美術、文芸、音楽、舞台芸術、伝統文化など）の更なる発展に努め、一人一人の心豊かな生活と生きがいとうるおいを感じる文化の育成を目指します。

### 1 地域の文化資源を活かした文化の振興

地域に伝わる伝統行事や伝統文化、史跡、文化財など、生活や産業に関わる歴史的な資産を保存、継承するとともに、三木歴史・美術の杜構想を推進する中で、市民の憩いの場を創出し、まちの活性化を図ります。

#### (1) 三木歴史・美術の杜構想の推進

三木城跡及び付城跡群を市民の貴重な財産として保護するとともに、城下町も含めたエリアを、ひとつの大きな博物館（フィールドミュージアム）に見立て、「みき歴史資料館」を「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」の中核施設として整備し、歴史の継承や市民の憩いの場の創出、まちの活性化に取り組み、まちの賑わいづくりを担っていきます。

#### (2) 伝統文化に触れ、親しむ機会の提供と支援

子どもたちが体験を通して、古くから伝わる地域文化や伝統文化に関心や理解を深められるよう、伝統や文化に触れ親しむ機会を提供し、支援するとともに、文化団体と協力しながら、文化の継承と次世代を担う人材育成に取り組んでいきます。

### 2 学び高め合う市民文化の交流の推進

#### (1) 豊かな自己実現を図る文化・芸術活動の推進

多様な文化、芸術に触れ、親しむ機会や文化・芸術活動に参加する機会を提供し、文化の向上に寄与する各種事業の開催や充実に取り組むとともに、文化・芸術活動の推進や文化・芸術団体の育成、交流機会の充実に取り組めます。

(2) 文化、芸術に関する顕彰制度

本市の文化、芸術の振興と普及を図るため、顕著な成果をおさめられた方並びに地域の文化、芸術の振興と普及に貢献された方を表彰します。

(3) 文化会館や美術館における多彩な文化・芸術事業の企画と開催

文化会館は、市民参加型事業の三木「第九」演奏会や「みき演劇セミナー」を継続して実施し、文化、芸術の普及振興を図ります。

堀光美術館は、事業計画や運営について美術館協議会に諮りながら、地域の美術文化の拠点施設として、創作活動の支援や育成を図るとともに、市民に多彩な芸術を鑑賞する機会を提供し、芸術活動の推進と地域文化の振興を図ります。

【数値目標】

(指標) 堀光美術館及びみき歴史資料館の来館者数

項目	平成27年度(実績)	平成32年度
堀光美術館年間来館者数	9,497人	15,000人
みき歴史資料館年間来館者数	—	20,000人

施策7 生きがいを実感できる生涯スポーツの振興

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものにするとともに、明るく、豊かで活力に満ちた社会の形成や心身の健全な発達に必要不可欠なものです。また、スポーツ活動は、何よりもまず身近な場所で気軽に多様なスポーツが楽しめるということが重要です。

多様で、身近なスポーツ環境の整備は、「いつでも、だれでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しむための基礎的な条件です。既存のゴルフ場やテニスコート、三木ホースランドパークなどの立地に加え、生涯スポーツの拠点施設としての「(仮称)三木市立総合体育館」(平成29年10月開館予定)を建設し、健康づくりから競技レベルまで、あらゆる方々を対象とし、まちづくりと一体となったスポーツ環境の整備を進めます。

1 市民のスポーツライフに着目したスポーツ振興

人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、豊かな生活を実現できるよう「す

る、観る、支える」というスポーツの楽しさを広げ、スポーツ文化を定着させます。

「(仮称)三木市立総合体育館」は、スポーツを通じて心身ともに健康で、活力ある生活を実現し、市民のいきいきと笑顔あふれるまちづくりに寄与する本市の新たなスポーツ拠点として、本市のスポーツ振興の大きな役割を担います。

#### (1) 市民ニーズに応えるスポーツの展開

市民のスポーツ活動の多様化により、様々なスポーツ事業においても、市民ニーズに対応し、常に現行の事業を見直しつつ、その内容を充実させます。

スポーツ活動への参加を促すスポーツ教室や地域での事業、子どものころからスポーツに親しむ環境づくり、親子や多世代でスポーツに参加できる事業などを実施するとともに、市民が手軽に楽しめる「ラージボール卓球」などのニュースポーツの普及、振興を進めます。

#### (2) スポーツ大会の充実

「みっきいふれあいマラソン」に見られるように、指導者やボランティアとして「スポーツを支える」ことは、「するスポーツ」や「観るスポーツ」の振興に寄与するだけでなく、スポーツの楽しみ方の一つとなっています。

このような「する、観る、支える」という三つの活動を満たすための多様な取組を進め、既存のスポーツイベントの一層の充実を図ります。

また、ハイレベルなスポーツ競技に接することができる機会を提供するため、全国的な競技大会などを誘致します。

### 2 まちづくりに着目したスポーツ振興

青少年の健全育成や中高年の生きがいづくり、地域交流など、スポーツによる様々な効果や魅力を踏まえ、スポーツ振興による地域の活性化を図ります。

スポーツクラブ21は、子どもたちにとっては、競技力の向上を図るジュニアスポーツへの入口であるとともに、年齢に応じて楽しむスポーツ、健康の維持、増進を図るスポーツなど、目的に合わせながらスポーツを通じた仲

間づくりや多世代間の交流が可能なスポーツフィールドです。このスポーツフィールドの魅力を増し、自立した組織へと発展させ、心身ともに健全な人づくりと地域コミュニティの形成を推進し、地域の活性化に繋がります。

なお、スポーツクラブ21の位置付けや運営主体については、各地域のコミュニティ活動の実態に即した形がとれるよう柔軟に対応するとともに、スポーツを通じた地域づくりや市民の健康・体力づくり、競技者の育成などの重要な役割を担う「総合型地域スポーツクラブ」として発展するよう、一層の自立支援を行います。

### 3 三木市らしさに着目したスポーツ振興

西日本一のゴルフ場数や世界レベルのテニス大会を開催できるビーンズドームなど、貴重なスポーツ資源を活用し、「ゴルフ」「テニス」の振興や「馬術競技」のできる三木ホースランドパークの活用など、本市の特色を活かしたスポーツ文化を広くアピールし、市内外の人々の交流の輪を広げるとともに、「ゴルフのまち」「テニスのまち」をPRして地域の活性化を図ります。

#### (1) ゴルフの振興

本市では、平成18年9月に「三木市ゴルフ協会」が設立され、ゴルフの普及、発展とともに、市民の健康と交流づくりに寄与しています。

また、「三木市ゴルフ協会」のもうひとつの重要な設立目的として、青少年の健全育成を掲げ、ゴルフの入門に適したスナッグゴルフを導入し、指導者講習会や親子（ペア）体験講習会、親子（ペア）大会を平成19年度から実施してきました。

平成21年度には、基礎からの確実な技術習得を目指して、練習を積み重ね、試合への出場ができるジュニアを育成するとともに、公正、公平の理念を自覚し、フェアプレーに徹したスポーツマンシップを有した一人前のゴルファーとして成長できるようサポートするため、「みっきいジュニアゴルフ塾」を開催してきました。

今後は、女子プロトーナメントの開催をはじめとする「三木市PR事業」、スタンプラリー方式によるゴルフ客の増加、地域の活性化を目的とした「ゴルフ場の利用促進による地域活性化事業」、青少年のゴルフ体験を柱とした「ジュニア育成事業」を推進し、地域の活性化とゴルフの振興を図ります。

(2) テニスの振興

三木総合防災公園内のブルボンビーンズドームや吉川総合公園など、市内の貴重なスポーツ資源を活用し、年齢やレベルに合わせた「キッズテニス塾」や「ジュニアテニス塾」、「ジュニアテニス大会」の開催、トッププレイヤーの試合観戦など、ジュニア育成事業を中心にテニスの振興を図ります。

(3) 三木ホースランドパークの活用

三木ホースランドパークには、馬術競技に関する施設だけではなく、自然を体験できる施設があり、自然観察やウォーキング、史跡ハイキング、キャンプなどの野外活動、ターゲット・バードゴルフ、グラウンドゴルフなどのニュースポーツにも幅広く利用できます。中でも、子どもと馬がふれあう事業や自然に親しみながら家族や仲間同士で気軽にスポーツに親しむことができるよう、この施設を活用した野外活動の普及、奨励に努めます。

**【数値目標】**

(指標) スポーツクラブ21加入状況及び交流事業参加者数

区 分	平成27年度(実績)	平成32年度
スポーツクラブ21 加入状況数	15,092人	16,600人
スポーツクラブ21 交流事業参加者数	317人	380人

## 第5章 資料編

### 第2期三木市教育振興基本計画 体系図

重点目標	施策	実践項目
Ⅰ 子ども一人一人の力を伸ばします	1 就学前教育・保育の推進	1 質の高い就学前教育・保育の保障
		2 多様な教育・保育ニーズへの配慮
		3 乳幼児期の家庭支援と地域連携の充実
		4 小学校へのスムーズな就学
		5 在宅児童の保護者に対する支援
	2 「確かな学力」の向上	1 学習習慣及び生活習慣の改善
		2 指導方法の工夫、改善
		3 放課後学習支援の充実
		4 校種間連携の推進
		5 キャリア教育の推進
		6 教育の情報化の推進
	3 グローバル人材を育成する教育の推進	1 話せる英語教育の推進
		2 国際理解教育の充実
		3 ふるさと教育の充実
	4 「豊かな心」の育成	1 人権教育、子ども多文化共生教育の推進
		2 我が国や郷土の伝統、文化に関する教育の推進
		3 道徳教育の充実
		4 生徒指導の充実
		5 体験活動の推進
	5 「健やかな体」の育成	1 体育・スポーツ活動の充実
		2 健康教育の充実
		3 食育の推進
	6 特別支援教育の充実	1 連携体制の強化
		2 適切な指導及び必要な支援の実施
3 特別支援教育への理解、啓発の推進		

重点目標	施策	実践項目
〇 魅力ある学校園づくりを進めます	1 学校の組織力の向上	1 学校の組織力の向上
		2 学校の業務改善の推進
	2 教職員の資質及び指導力の向上	1 次代を担う教職員の育成
		2 教職員の健康管理の徹底
	3 開かれた学校園づくりの推進	1 地域に根ざした学校運営の推進
		2 学校園評価システムの推進
	4 安心・安全な教育環境の整備	1 学習機会の保障
		2 学校施設などの整備の推進
		3 危機管理体制の確立
		4 安全教育の推進
		5 防災教育の充実
	5 小規模校の良さを生かした学校規模に応じた教育環境の充実	1 小規模校のメリットを生かした教育活動の推進
		2 学校の適正規模・配置の検討

重点目標	施策	実践項目
目 人 と 人 と の 繋 が り を 大 切 に す る 生 涯 学 習 を 進 め ま す	1 人権尊重の文化に根ざしたまちづくりの推進	1 人権教育・啓発の充実
		2 いじめ防止の推進
		3 男女共同参画の推進
	2 地域及び家庭の教育力の向上	1 家庭の教育力向上の推進
		2 子どもを守り育てる地域づくりの推進
		3 子育ての不安を抱える家庭への支援
	3 学びたいときに学べる環境の整備	1 ライフステージに対応した生涯学習の推進
	4 地域に根ざした生涯学習と市民活動の活性化	1 公民館を核とした生涯学習活動の推進
		2 多様な学びの機会の提供
		3 指導者の養成と人材の活用
	5 市民ニーズに対応した図書館の充実	1 図書館サービスの充実
		2 中央図書館を核としたネットワークの推進
	6 生きがいとうるおいを感じる文化の育成	1 地域の文化資源を活かした文化の振興
		2 学び高め合う市民文化の交流の推進
	7 生きがいを実感できる生涯スポーツの振興	1 市民のスポーツライフに着目したスポーツ振興
		2 まちづくりに着目したスポーツ振興
		3 三木市らしさに着目したスポーツ振興



# 教育基本法

(昭和22年法律第25号)

## 目次

### 前文

第1章 教育の目的及び理念（第1条—第4条）

第2章 教育の実施に関する基本（第5条—第15条）

第3章 教育行政（第16条・第17条）

第4章 法令の制定（第18条）

### 附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

### 第1章 教育の目的及び理念

#### （教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### （教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- (1) 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- (2) 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (3) 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公

共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

(4) 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

(5) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

## 第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

ため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

#### 第4章 法令の制定

- 第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。